

2025年2月26日

各位

会社名 株式会社京橋アートレジデンス  
(コード番号 5536 TOKYO PRO Market)  
代表者名 代表取締役 西谷 明久  
問合せ先 取締役 常務執行役員 管理本部長 江野澤 健明  
T E L 03-6228-6777  
U R L <https://www.kyo-resi.jp/>

### 支配株主等に関する事項について

当社の支配株主等に関する事項は、以下のとおりです。

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等

(2024年11月30日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券等が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
西谷 明久	支配株主（親会社を除く。）	99.90	0.00	99.90	—

2. 支配株主等との取引に関する事項

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	西谷明久	—	—	当社代表取締役	(被所有)直接 99.0	当社代表取締役	不動産の地位譲渡、手付金の立替払(注)	42,955	—	—

(注) アメリカ合衆国ハワイ州の不動産取引について、当社代表取締役である西谷明久は個人として契約締結し、手付金の一部を立て替えた後に、当社へ地位譲渡をいたしました。取引金額については、手付金を記載しております。

本取引は、現地先行販売の不動産物件であり、個人での契約締結により物件の確保を優先することにいたしました。

### 3. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

以上